

輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について ①

輸入注意事項15第42号 (15.10.17)

改正①輸入注意事項17第48号 (17.7.25) ②輸入注意事項19第13号 (19.3.6)

③輸入注意事項20第10号 (20.10.30)

上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年11月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

記

1 受付期日

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から3時30分まで

2 提出書類 ②③

- (1) 別紙様式による確認申請書……………2通
- (2) 当該貨物の輸入に係る契約書の写し……………1通
- (3) 当該貨物を輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の写し……………2通

3 提出先

- (1) はく製及び加工品 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(野生動植物貿易審査班)
- (2) (1)以外のもの(生死の別は問わない。) 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室(野生動植物貿易班)

4 電子情報処理組織を使用し行う手続き

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号)に規定する電子情報処理組織を使用して、確認の手続きを行う場合にあっては、平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」及び平成12年4月3日付け輸出注意事項12第24号・輸入注意事項12第26号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の規定を準用するものとする。

なお、この場合においては、以下の事項に注意すること。

- (1) 申請者の届出
平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号「特定手続等に係る申請者の届出について」の規定に基づき、申請者の届出を行っておくこと。
- (2) 申請の受付期日
1の規定に関わらず、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 品目コード
申請様式に入力すべき品目コードは、「WC16」とする。

(4) 提出資料

2の規定による書類を指定電子計算機に記録又は提出すること。(2(1)の申請書を
除く)。

[別紙様式]

輸入公表三の7の(6)に基づく輸入に関する確認申請書 ①

経済産業大臣 殿

平成 年 月 日

申請者名 _____

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____

電話番号
及び担当者名 _____

※確認番号
※確認年月日

次の輸出許可書等の確認を申請します。

発 行 国 _____
許可書番号 _____

A		(和 名)			
学 名	原産国	形態	数量		
B		(和 名)			
	原産国	形態	数量		
C		(和 名)			
	原産国	形態	数量		

上記の輸出許可書等について確認する。なお、本確認書により輸入申告をする際には、本確認書及び別添の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。

※経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印 _____

(裏面)

※通関

輸入申告番号及び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認年月日及び税関押印

- (注) 1 本申請書の大きさはA列4番縦長とすること。
- 2 「発行国」及び「許可書番号」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書の発行国及び番号を記載すること。
- 3 「原産国」欄には、輸出許可書、再輸出証明書又は加工証明書中にある原産国を記載すること。
- 4 「形態」欄には、その貨物の形状(例えば、生きている動物、塩づけ原皮、ハンドバッグ、ベルト、靴等)を記載すること。
- 5 ※印のある欄には記入しないこと。